



平成 23 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 菊川 剛  
(コード : 7733 東証第 1 部)  
問合せ先 広報・I R 室長 南部 昭浩  
(TEL. 03-3340-2111 (代))

会 社 名 I TX 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 萩原 正也  
(コード : 2725 JASDAQ)  
問合せ先 取締役 半澤 彰一  
(TEL. 03-3574-3888)

## オリンパス株式会社によるアイ・ティー・エックス株式会社の 株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

オリンパス株式会社（以下、「オリンパス」といいます。）及びアイ・ティー・エックス株式会社（以下、「I TX」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、オリンパスを株式交換完全親会社とし、I TX を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、お知らせいたします。

なお、本株式交換は、オリンパスについては、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、I TX については、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づく略式株式交換の手続きにより、各社とも株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日（平成 23 年 3 月 23 日（予定））に先立つ平成 23 年 3 月 17 日に、I TX 株式は上場廃止（最終売買日は平成 23 年 3 月 16 日）となる予定です。

### 1. 本株式交換による完全子会社化の目的

オリンパスは、平成 22 年 11 月 5 日付「当社子会社であるアイ・ティー・エックス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下、「本公開買付けプレスリリース」といいます。）に記載のとおり、I TX の完全子会社化をめざして、平成 22 年 11 月 11 日から平成 22 年 12 月 27 日まで、I TX の発行済株式の全て（ただし、オリンパスが既に所有している I TX の株式を除きます。）を対象とする公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、オリンパスは、本日現在、I TX の普通株式 592,503 株（平成 23 年 2 月 18 日現在の I TX の発行済株式数 640,240 株に対する所有株式数の割合にして 92.54%（小数点以下第三位四捨五入））を所有しております。

本公開買付けプレスリリースに記載のとおり、オリンパスは、I TX をオリンパスの完全子会社とすることを企図しており、本公開買付けにおいて I TX の発行済株式の全て（ただし、オリンパスが既に所有している I TX の株式を除きます。）を取得できなかったことから、オリンパス及び I TX は、この度、本株式交換により、I TX をオリンパスの完全子会社とすることいたしました。

オリンパスによる I TX の完全子会社化の目的につきましては、既に本公開買付けプレスリリース及び I TX 公表の平成 22 年 11 月 5 日付「支配株主であるオリンパス株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」等でご説明しておりますが、具体的な内容は以下のとおりです。

オリンパスは、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提供することにより、人々の健康と幸せな生活を実現するという考えを「ソーシャル・イン」と呼び、全ての企業活動の基本思想としております。この思想に基づき、社会が真に求める新しい価値を創造し続け、かつタイムリーに提供していくことで、オリンパスグループ（オリンパス及びオリンパス関係会社をいいます。以下同じ。）の企業価値を向上することに努めております。こうした経営思想のもと、オリンパスは10年後に創業100周年を迎えます。

オリンパスグループは、平成22年5月、この創業100周年に向けオリンパスグループの「10年後のあるべき姿」を見据えた「創業100周年ビジョン」を発表し、最初の5年間の「2010年経営基本計画」を策定し、「2010年経営基本計画」の最終年度である2014年度に掲げる売上高1兆5,000億円、営業利益1,500億円という目標達成に向けた取り組みを、グループ全体として行っております。「2010年経営基本計画」は、経営スローガンを“グローバル化のネクストステージへ”とし、具体的には「グローバル競争力のある企業体質への転化」、「新興国市場への事業展開強化」に取り組み、企業価値の最大化を目指しています。その一環として、情報通信関連及び新事業においては、ITXの経営資源を情報通信分野に集中させ、同事業での競争力の強化を図るとともに、オリンパスとITXの新事業を統合し新事業育成強化を加速させることを目指しております。

ITXとの関係においては、オリンパスは、平成12年4月以降、既存事業の競争力強化と革新的で独創的な新規事業の創出・育成を目的としてITXの主要株主の1社として資本参加を行い、戦略的なパートナーとしてITXとの間で事業連携を行ってまいりました。平成16年9月にはITX株式に対する公開買付けによりITXを連結子会社化し、以降、グループ企業として、オリンパスの上記基本思想を共有し、新事業の確実な創生、既存事業の強化に取り組んでまいりました。

ITXは、平成20年12月以降、ITXひいてはオリンパスグループの企業価値最大化に向け、経営構造改革として「経営資源の集中による収益基盤の強化」・「不採算事業からの撤退等による財務体質の強化」に取り組み、着実な成果を挙げてまいりました。特に中核事業と位置付けた携帯電話の販売等を中心とする情報通信サービス事業において、M&A等による販売チャネルの拡大施策等により市場シェアを大幅に伸長し、収益基盤の強化拡大を果たすことができました。ITXは、オリンパスグループにおいて業績面における上記貢献のほか、オリンパスグループの情報通信サービス事業分野の中核を担い、また、新規事業を創生する、いわば新規事業創生エンジンとしての役割を担ってまいりました。ITX及びオリンパスは、ITXグループ及びオリンパスグループの新規事業創生の役割を担う事業を一つに集約するため、平成22年7月にITXとオリンパスとの共同出資によりオリンパスビジネスクリエイツ株式会社を新設し、新事業創生の更なる強化・加速を行ってまいりました。このような取り組みを経て、現在ITXは経営資源を情報通信サービス事業に集中させ、同分野における収益力の更なる強化及び同分野における独自付加価値サービスの創造に取り組んでおります。

一方で、オリンパスを取り巻く環境は、劇的かつ急速な変化を続けております。新興国市場の急成長、高齢化の進展・低侵襲医療への期待の高まりによる医療関連市場の拡大などが、事業拡大の好機をもたらす一方で、コンシューマー事業領域に加え、医療事業領域においても、日・米・欧に加え、アジア、その他の新興国で数兆円の売上規模の企業が複数社存在し、M&Aも活発に行われ、更に近年は、他業種からの新規参入もある厳しい競争環境となっています。

また、ITXを取り巻く事業環境に目を向けてみると、携帯電話をはじめとする移動体通信市場では、国内携帯電話の累計契約数が1億1,000万を超える、人口普及率も90%に達する等成熟期に入る一方で、激しい変革を伴う新しいステージの到来を迎えております。iPhoneの爆発的普及やAndroid端末の参入増加により、多機能情報端末であるスマートフォン市場は急速に拡大しております。またNTTドコモが昨年12月より次世代通信ネットワークであるLTE（Long Term Evolution）の商用サービスを開始しており、これによりモバイルデータ通信は更なる高速化・大容量化の時代となります。更に昨今総務省が方針を打ち出し、NTTドコモがこれに対応することを発表しているSIMロックの解除は、これまでの携帯電話販売の流通構造を大きく変化させる

可能性があります。

このような新しいステージを迎える事業環境は、ITXにとって大きなビジネスチャンスの到来といえます。そしてこの好機を確実にとらえるためには、市場シェアを更に拡大してITXの大手販売代理店の地位を揺るぎないものとすることに加え、スマートフォンの普及やLTE時代の始まり、SIMロックの解除等により生じる、端末のオープン化やアプリケーション、サービスの重要性の増大、ユーザーニーズの多様化等に対応するために、販売代理店の機能を進化させ、これまで以上にソリューションビジネスを強化拡大してITX独自の付加価値サービスを増強していくことが必要不可欠であると判断しております。一方、かかるビジネスチャンスを踏まえて確実に成長を遂げるためには、従来の意思決定のスピード及びサービスでは上記事業環境に対応することは困難であり、戦略実行のスピードを加速させるための機動的な組織体制の構築、オリンパスのブランド力・信用力等も加味した総合的な事業展開を行うことがオリンパスグループとしても喫緊の重要課題と考えております。

こうした中、オリンパスとITXは、平成22年9月頃からオリンパスグループの更なる企業価値向上を目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、オリンパスが本公開買付け及び本株式交換を通じてITXを完全子会社化することによって、オリンパスの持つブランド力や信用力等の経営資源をITXが最大限活用することが可能となる、より緊密な協力体制を構築し、ITXにおいて機動的かつ迅速な組織体制を構築することが、ITXの経営基盤を安定させ、更なる成長を実現する最善策であり、ITX及びオリンパスグループの企業価値を最大化されることになるとの結論に至りました。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	平成23年2月18日
株式交換契約締結日（両社）	平成23年2月18日
最終売買日（ITX）	平成23年3月16日（予定）
上場廃止日（ITX）	平成23年3月17日（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成23年3月23日（予定）

（注1）本株式交換は、オリンパスについては、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、ITXについては、会社法第784条第1項の規定に基づく略式株式交換の手続きにより、各社とも株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定です。

（注2）株式交換の予定日（効力発生日）は、両社の合意により変更されることがあります。

### (2) 本株式交換の方式

オリンパスを株式交換完全親会社、ITXを株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、本株式交換は、オリンパスについては、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、ITXについては、会社法第784条第1項の規定に基づく略式株式交換の手続きにより、各社とも株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定です。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	オリンパス株式会社 (株式交換完全親会社)	アイ・ティー・エックス株式会社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	25
本株式交換により交付する 株式数	普通株式：1,193,425株（予定）	

（注1）株式の割当比率

I TXの株式1株に対して、オリンパスの株式25株を割当交付します。ただし、オリンパスが保有するI TXの株式（本日現在592,503株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

オリンパスは、本株式交換に際して、本株式交換によりオリンパスがI TX株式（ただし、オリンパスが保有するI TX株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）のI TXの株主の皆様（ただし、オリンパスを除きます。）に対し、その保有するI TX株式に代わり、その保有するI TX株式の数の合計に25を乗じた数のオリンパス株式を交付します。なお、I TXは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するI TXの取締役会決議により、基準時までにI TXが保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時において消却する予定です。

また、オリンパスの交付する株式は、全てその保有する自己株式にて対応する予定であり、本株式交換における割当てに際してオリンパスが新たに株式を発行する予定はありません。なお、オリンパスの交付する株式数は、I TXの自己株式の消却等により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、オリンパスの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様については、オリンパス株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

・ 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、オリンパスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式をオリンパスに対して買い取ることを請求することができる制度です。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

### 3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）については、その公正性・妥当性を確保するため、オリンパス及びI TXがそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、オリンパスは野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、I TXはみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

野村證券は、オリンパスについては、オリンパスが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年2月17日を基準日として、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部におけるオリンパス株式の基準日の終値、平成23年2月14日から基準日までの直近1週間の終値の平均値、平成23年1月18日から基準日までの直近1ヶ月間の終値の平均値及び平成22年11月18日から基準日までの直近3ヶ月間の終値の平均値）を採用して算定を行いました。

I TXについては、I TXが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年2月17日を基準日として、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQ（以下、「JASDAQ」といいます。）におけるI TX株式の基準日の終値、平成23年2月14日から基準日までの直近1週間の終値の平均値、平成23年1月18日から基準日までの直近1ヶ月間の終値の平均値及び平成22年11月18日から基準日までの直近3ヶ月間の終値の平均値）を、また、I TXには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するた

めディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

オリンパス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	23.81～24.57
類似会社比較法	8.92～17.07
DCF法	20.88～29.01

一方、みずほ証券は、ITXについては、本公開買付けにおける公開買付価格を算定した時点以後、株式交換比率の算定結果の提出までの間において株式価値に重要な影響を与える事象は発生していないという前提のもと、本公開買付けにおける公開買付価格を基準として検証を行いました。具体的には、ITXが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年2月17日を基準日として、JASDAQにおけるITX株式の基準日の終値、平成23年2月14日から基準日までの直近4営業日の終値の平均値、平成23年1月18日から基準日までの直近1ヶ月間の終値の平均値、本公開買付けの結果公表の翌営業日である平成22年12月29日から基準日までの期間の終値の平均値及び平成22年11月18日から基準日までの直近3ヶ月間の終値の平均値）を、また、ITXには比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較法による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

オリンパスについては、オリンパスが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年2月17日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるオリンパス株式の基準日の終値、平成23年2月14日から基準日までの直近4営業日の終値の平均値、平成23年1月18日から基準日までの直近1ヶ月間の終値の平均値、本公開買付けの結果公表の翌営業日である平成22年12月29日から基準日までの期間の終値の平均値及び平成22年11月18日から基準日までの直近3ヶ月間の終値の平均値）を採用いたしました。

オリンパス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	23.81～24.52
類似企業比較法	16.50～17.64
DCF法	22.28～26.85

## （2）算定の経緯

オリンパス及びITXは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの諸条件及び結果並びにオリンパス株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、ITX株式の評価については、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、オリンパス及びITXは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催されたオリンパス及びITXの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

## （3）算定機関との関係

オリンパスの第三者算定機関である野村證券及びITXの第三者算定機関であるみずほ証券はいずれも、オリンパス及びITXからは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記

載すべき重要な利害関係を有しません。

#### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成 23 年 3 月 23 日を予定）をもって、ITX はオリンパスの完全子会社となり、ITX 株式は平成 23 年 3 月 17 日付で上場廃止（最終売買日は平成 23 年 3 月 16 日）となる予定です。上場廃止後は、ITX 株式を JASDAQにおいて取引することができなくなります。

ITX 株式が上場廃止となった後も、本株式交換により ITX 株主の皆様に割り当てるオリンパス株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、ITX 株式を 4 株以上保有し本株式交換によりオリンパス株式の単元株式数である 100 株以上のオリンパス株式の割当てを受ける ITX の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、4 株未満の ITX 株式を保有する ITX 株主の皆様には、オリンパス株式の単元株式数である 100 株に満たないオリンパス株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、オリンパスに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。

#### (5) 公正性を担保するための措置

オリンパスは既に ITX の発行済株式数の 92.54% を所有していることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、両社は、上記（1）「算定の基礎」記載のとおり、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、その結果合意された本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、両社は、いずれも第三者算定機関から株式交換比率の公正性に関する意見（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しておりません。

#### (6) 利益相反を回避するための措置

ITX は、同社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、オリンパス及び ITX から独立したリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、ITX の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

また、ITX は、平成 23 年 1 月頃、同社の支配株主であるオリンパスと利害関係を有しない者であって、独立役員である社外取締役の友森宏氏に対し、株式会社大阪証券取引所の定める規則に基づき、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことにに関する検討を依頼し、平成 23 年 2 月 18 日付で、同氏より、本株式交換の目的は正当であること、本株式交換に関する交渉過程の手続きは公正であること、本株式交換比率は公正であると認められること、本株式交換の公正性を担保するためのその他の措置は適正であること等から、本株式交換に関する ITX の決定が ITX の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨を内容とする ITX 取締役会宛の意見書（以下、「本意見書」といいます。）を取得しております。

ITX は、みずほ証券から提出を受けた株式交換比率の算定結果、TMI 総合法律事務所から得た法的助言、本意見書の内容等を踏まえて、本株式交換に関する諸条件について、慎重に検討してまいりました。その結果、ITX は、本株式交換は同社の企業価値の最大化に寄与するものであるとともに、本株式交換比率その他の本株式交換の諸条件は妥当であると判断し、本日開催の取締役会において、本株式交換を承認する旨の決議をいたしました。上記の取締役会においては、ITX の取締役のうち、オリンパスの取締役を兼務する取締役森久志氏及び川又洋伸氏は、利益相反の疑い回避の観点から、その審議及び決議に参加しておりません。また、ITX は、同社の代表取締役である中塚誠氏がオリンパスの執行役員を兼務しているため、利益相反の疑い回避の観点からより慎重を期すため、上記の取締役会決議に先立ち、上記の 2 名の取締役のほか、中塚誠氏をも除く取締役による取締役会を同日に開催し、本株式交換を承認する旨の決議をしております。なお、上記の観点から、森久志氏及び川又洋伸氏並びに中塚誠氏は、ITX における本株式交換に関するその他の審議及び決議にも参加しておらず、ITX の立場においてオリンパスと

の協議・交渉には参加しておりません。また、ITXの監査役のうち、オリンパスの取締役を兼務する監査役林純一氏及びオリンパスの従業員を兼務する監査役大西伸幸氏は、同様の観点からITXの取締役会の本株式交換の承認決議を含む本株式交換に関する審議には参加しておりません。上記のITXにおける各取締役会は、上記の観点から審議及び決議に参加していない取締役及び審議に参加していない監査役を除く全てのITXの取締役及び監査役が出席し、社外取締役1名を含む出席取締役全員の一一致で当該決議を行っており、社外監査役1名を含む出席監査役2名は、いずれの取締役会においても、ITX取締役会が本株式交換を承認することに異議がない旨の意見を述べております。

#### 4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名 称	オリンパス株式会社	アイ・ティー・エックス株式会社
(2) 所 在 地	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号	東京都港区東新橋一丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 菊川 剛	代表取締役社長 萩原 正也
(4) 事 業 内 容	精密機械器具の製造販売	テレコム事業を中心とした情報通信サービス事業
(5) 資 本 金	48,332百万円	25,443百万円
(6) 設 立 年 月 日	大正8年10月12日	昭和61年5月16日
(7) 発 行 済 株 式 数	271,283,608株	640,240株
(8) 決 算 期	3月末日	3月末日
(9) 従 業 員 数	(連結) 35,831名	(連結) 926名
(10) 主 要 取 引 先	Olympus America Inc. Olympus Europa Holding GmbH	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社八十二銀行 株式会社みずほ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社	株式会社三井東京UFJ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	日本生命保険相互会社 8.26% 日本マスタートラスト信託 5.14% 銀行株式会社(信託口) 株式会社三菱東京UFJ銀行 4.89% 日本トラスティ・サービス 4.45% 信託銀行株式会社(信託口) 日本トラスティ・サービス 3.31% 信託銀行株式会社(住友信 託銀行再信託分・株式会社 三井住友銀行退職給付信託 口)	オリンパス株式会社 82.06% 船井電機株式会社 5.93% 株式会社三井住友銀行 0.69% 株式会社三菱東京UFJ銀 行 0.58% 株式会社みずほ銀行 0.54% (常任代理人 資産管理サ ービス信託銀行株式会社)
(13) 当事会社間の関係	資 本 関 係	
	オリンパスは、本日現在、ITX発行済株式数の92.54%（小数点以下第三位四捨五入）を所有しております。	

人 的 関 係	オリンパスは、ITXへ3名（森久志、川又洋伸及び中塚誠）を取締役として派遣し、1名（大西伸幸）を監査役として派遣しております。また、オリンパスの社外取締役1名（林純一）はITXの監査役を兼務しております。
取 引 関 係	オリンパスは、ITXとの間で、オリンパスビジネスクリエイツ株式会社に関し平成22年5月11日に合弁契約を、ITXからオリンパスに対する金250億円の貸付けに關し平成22年7月26日に金銭消費貸借契約をそれぞれ締結しております。
関連当事者への該当状況	ITXは、オリンパスの連結子会社であり、関連当事者に該当します。

#### (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	オリンパス株式会社 (連結)			アイ・ティー・エックス株式会社 (連結)		
	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期
連 結 純 資 産	367,876	168,784	216,891	39,080	31,957	33,514
連 結 総 資 産	1,358,349	1,106,318	1,152,227	169,612	131,343	116,328
1株当たり連結純資産(円)	1,318.65	603.92	775.76	55,655.89	47,547.58	50,301.95
連 結 売 上 高	1,128,875	980,803	883,086	323,139	251,738	237,109
連 結 営 業 利 益	112,623	34,587	60,149	4,365	△108	4,058
連 結 経 常 利 益	93,085	18,390	45,115	3,202	△1,525	2,625
連 結 当 期 純 利 益	57,969	△114,810	47,763	1,622	△3,982	1,509
1株当たり連結当期純利益(円)	214.48	△428.83	177.22	2,858.01	△6,219.78	2,358.27
1株当たり配当金(円)	40.00	20.00	30.00	—	—	—

(注1) 平成22年9月30日現在。ただし、特記しているものを除きます。

(注2) 単位は百万円。ただし、特記しているものを除きます。

#### 5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名 称	オリンパス株式会社
(2) 所 在 地	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 菊川 剛
(4) 事 業 内 容	精密機械器具の製造販売
(5) 資 本 金	48,332百万円
(6) 決 算 期	3月末日
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。

#### 6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下取引等のうち少数株主との取引に該当する見込みであり、のれんが発生する見込みです。なお、のれんの金額は現時点では未定です。

#### 7. 今後の見通し

ITXは、既にオリンパスの連結子会社であるため、本株式交換によるオリンパス及びITXの業績への

影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

#### 8. 支配株主との取引等に関する事項

オリンパスは、ITXの発行済株式の92.54%を所有していることから、本株式交換は、ITXによる支配株主との取引等に該当します。

ITXが、平成22年8月2日に開示した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(以下、「コーポレート・ガバナンス報告書」といいます。)で示している「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」に関する本株式交換における適合状況は、以下のとおりです。

ITXでは、経営に関する重要事項は同社の取締役会にて意思決定しており、経営上の独立性を確保しております。

本株式交換についても、ITXは、上記3.(5)「公正性を担保するための措置」及び上記3.(6)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、同社の支配株主であるオリンパスと利害関係を有しない者であって、独立役員である社外取締役の友森宏氏から、本株式交換に関するITXの決定がITXの少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨を内容とする本意見書を入手したことをはじめとして、公正性を担保し、利益相反を回避する措置を講じたうえで判断しており、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

なお、コーポレート・ガバナンス報告書で示している「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」における支配株主との取引等を行う際の指針に関する記載は、「支配株主との取引については契約条件及び市場等を参考に合理的に決定しており、一般取引先と同様に公正かつ適切な取引関係を維持します。」というものであります。

以上

#### (参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

オリンパス (当期連結業績予想平成23年2月10日公表分)

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成23年3月期)	865,000	48,000	39,000	14,000
前期実績 (平成22年3月期)	883,086	60,149	45,115	47,763

ITX (当期連結業績予想平成22年10月28日公表分)

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成23年3月期)	218,000	4,200	3,400	2,700
前期実績 (平成22年3月期)	237,109	4,058	2,625	1,509